

L P ガス料金の高騰に対する



負担軽減

のご案内

ガスメーターを介して、L P ガスを使用しているご家庭や企業、店舗、施設など全ての皆さまに
令和5年10月ご請求分のガス料金から12月ご請求分のガス料金を

最大 **4,675** (税込) 円 値引きします。

※島根県が行うL P ガス価格高騰緊急対策事業の補助金を原資として値引きをします。

一概要一



請求月	値引き額 (税込)
①10月	最大 1,650円
②11月	最大 1,650円
③12月	最大 1,375円

お客様の手続きは
不要です。

①で値引きしたお客さまのみが対象

①と②で値引きしたお客さまのみが対象

- ※1 本値引きは10月分ガス料金(10月ご請求分)をご請求するお客さまが対象となります。
- ※2 10月分の請求時までに解約をされたお客さまや、10月の新規ご契約者さまは値引きの対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※3 高圧ガス保安法及び質量販売でL P ガスをお使いのお客さまは値引きの対象となりません。
- ※4 3か月で値引きいたします。
(ガス料金が値引き額を超えなかった場合、値引きできなかった金額は繰り越しません。)
- ※5 値引きにより、請求額が「0円」になる場合、請求額を「110円(税込)」になるように値引きいたします。

パターン① 請求額が定額値引き額超の場合

請求月	値引き前請求額 (税込)	値引き額 (税込)	値引き後請求額 (税込)
10月	4,650円	1,650円	3,000円
11月	4,650円	1,650円	3,000円
12月	4,625円	1,375円	3,250円

定額値引き

パターン② 請求額が定額値引き額以下の場合

請求月	値引き前請求額 (税込)	値引き額 (税込)	値引き後請求額 (税込)
10月	1,250円	1,150円	110円
11月	4,650円	1,650円	3,000円
12月	4,625円	1,375円	3,250円

値引きは繰り越しません。

(※5を参照)

定額値引き

- ※6 検針票には値引き前の料金をお知らせします。請求時には値引き後の料金にて請求いたします。
- ※7 料金の計算方法：ガス料金(税込) = (基本料金(税込) + 従量料金(税込)) + リース料金(税込) - 値引き額(税込)
- ※8 値引き対象は基本料金、従量料金、リース料金となります。
- ※9 ご契約の料金表につきましては、当社ホームページにてご確認ください。
- ※10 本事業の実施に際して当社やL P ガス協会などが個人情報や手数料を求めるようなことはありません。

〈お問合せ先〉

出雲ガス株式会社 0120-21-0267

(平日9:00~17:00)

当社HP



<https://www.izumogas.co.jp>



LP ガス価格高騰緊急支援給付金

(対象：25m³/月を超える方、工業・農業等利用等の方)

1. 給付金について

- ◆ LP ガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的に、島根県内でLP ガスを使用する消費者のうち、次の①・②に該当する方を対象として、令和5年1月～9月の各月のガス使用料に応じた給付金を支給します

【対象となる方】

- ① ガスメーターで使用量が管理されている消費者のうち使用料 25m³ を超える月が、ひと月以上ある消費者
- ② ガスボンベやタンク等で購入している消費者（質量販売、工業や農業利用）

【対象外の方】 次の場合を除きます

- ・ **申請時点で島根県内に居住もしくは事業所等を有していない者**
- ・ 国・県・市町村および国・県・市町村から委託または補助等でLP ガス料金が補填される施設の管理者
- ・ その他補助金等によりLP ガス料金に対する支援を受けている者（補助率等は問わない）
- ・ 島根県税の滞納がある者
- ・ 申請者等が、暴力団員等の反社会勢力との関係を有する者
- ・ その他社会通念上、給付金の支給を受けることがふさわしくない者

※ 詳しくは下記の連絡先へお問い合わせください

【支給金額】

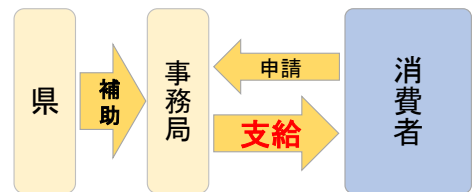
①の方 $20円^{※1}/m^3 \times (使用量/月 - 25m^3)$

②の方 $20円^{※1}/m^3 \times 使用量/月^{※2}$

- ※1 9月分は10円/m³
- ※2 25m³以下は一律500円/月
- ※3 上限120万円/月
(9月分は60万円/月)

2. 支給の方法

- ◆ 対象となる消費者は、申請書類（申請要領・様式は後日事務局ホームページに掲載）を作成し、事務局に申請を行います



【申請書および証拠書類】

各月^{※1}の使用量や購入実績^{※2}がわかる証拠書類（申請様式+検針票、納品・請求・領収書等）

※1 ①の方については、販売店の発行する請求書・領収書等に記載されている使用期間（9月分の例：8/17～9/16 または9/17～10/16 のいずれか）をひと月分とします。②の方については、毎月の初日から月末までの日（9月分の例：9/1～9/30の間）をひと月分とします

※2 kg 単位で購入している方については、所定の様式によってm³単位に換算（プロパン・ブタン別）してください

3. 給付金の申請・お問い合わせ先

LP ガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887 島根県松江市殿町 111 松江センチュリービル 3F

電話：0852-67-3641 FAX：0852-67-3642

Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp

ホームページ：https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp



◀ ホームページ
QRコード